

京都市告示第131号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年5月15日

京都市長 松井孝治

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
162号	右京区梅ヶ畑広芝町32番地の6地先から	旧	メートル 68.10	メートル 8.22 ~ 10.80
	同区梅ヶ畑奥殿町54番地の1地先まで	新	68.10	10.20 ~ 14.20

(建設局土木管理部道路明示課)